

# 家族信託Q&A

## 〔ケース編〕 第5回 一般社団法人を利用した信託スキームについて

回答：一般社団法人家族信託普及協会

監修：司法書士 宮田 浩志

一般社団法人家族信託普及協会には、全国の専門家（約1,400名）の会員から様々なご質問が日々寄せられます。「制度のこと」、「お客様への提案方法」、「信託組成に伴う諸手続き」などのご質問に対し、事務局が専門家に確認しながら回答しております。

本連載では、それらのご質問の中から普遍性が高いものを、回答例とともにご紹介します。

今回は「一般社団法人を利用した信託スキームについて」です。

Q1

受託者を一般社団法人（新設）とした家族信託のスキームを検討中です。受託者を一般社団法人にするメリットを教えてください。

**A1** 受益者連続であるないにかかわらず、信託のスキームを長期間安定的に維持したいという場合には、受託者を個人よりも法人としたほうが安定的に受託者業務を執り行うことが期待できます。

また、お問合せの多い「信託口口座」の問題も、法人の場合は「受託者死亡時の凍結リスク」「受託者への差押えリスク」は発生しないこととなります。また、受託者名義で資金を借り入れる「受託者借入」についても法人のほうが実行しやすいという意見もあります（債務控除問題とは別ですが）。

Q2

信託の受託者には、一般の株式会社等適さないと聞いたのですが…。

**A2** 株式会社等が信託の受託者になれないという理屈は成立しません。

株式会社等は、営利目的法人ですので、利益を上げる業務をすることが本来の主たる業務になります。そこで、信託の受託者業務（信託事務）についても、利益を上げるべく有償業務とすること、つまり信託報酬をもらうことが自然の考え方になるでしょう。

そこで問題となるのが、信託業法への抵触の問題です。その点で営利目的法人が受託者に適さないといわれる理由の一つだと考えられます。

確かに信託業法は、不特定多数の方に対して反復継続して信託の引受けをし、報酬をもらうことは、「信託業」に該当するので、その場合は「内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない」と規定しています（信託業法第3条）。

しかし実際問題として、家族信託の受託者を法人にするのは、家族・一族の財産を長期的に管理するためであって、それ以外の方の財産を信託で引き受けるこ

とは意図しておりません。したがって、信託業法が概念する「不特定多数性」の要件を満たしていないので、たとえ株式会社や有限会社が信託報酬を受領しても、そもそも信託業法に抵触することにはなりません。ただし、念のため、法人の定款の事業目的には、「信託業法に抵触しない民事信託の引受け業務」等の目的文言を入れておくといよいでしょう。

反対に、信託報酬を無報酬として営利法人が受託することも考えられます。無報酬とすることはもちろん可能ですが、営利目的法人が無償で業務を行うことの若干の不自然さがあります。

以上を踏まえて、営利目的法人よりも、営利・非営利を問わない「一般社団法人」のほうが、信託報酬をもらう場合ももらわない場合も違和感なく信託設計ができるという点でお勧めです。

Q3

一般社団法人を受託者とする場合の信託設計上、留意すべき点を教えてください。

**A 3** まずは、「ガバナンスの確保」、つまり円滑な意思決定の仕組みの確立です。一般社団法人の社員の地位は相続によって引き継がれません。当初社員2名以上で設立した一般社団法人が年を経て社員が亡くなった場合、都度欠員補充をしなければ、最終的に社員がいなくなり、法人としての機能が停止します。

限られた家族内で受託者引受法人として一般社団法人を利用する場合、現在の社員が死亡等で欠員となった場合に、後継社員をどのように補充するか（例え

ば、当該死亡者の法定相続人の協議でその中から1名を後継社員に指定するような規定を置くかどうか）という点までも見据えて設計をしなければ、最終的には「社員のなり手がいない」「子が沢山いる長男家系が他の兄弟家系よりも議決権を多く持って法人を牛耳ってしまう」「遺産分割とは別のステージで実質的に争族が勃発する」等のリスクが起り得ます。

一般社団法人の定款に定める「社員の入退社条項」では、その家族の実情にあわせた記載が必要で、定款の雛形を引き写しただけでは将来思わぬトラブルが発生するリスクがあります。

また、法人であることから、毎年「法人住民税（均等割）」が発生しますし、決算内容にかかわらず申告の義務もあります。申告事務を税理士に委ねるならば相応の費用が発生します。信託の受託者業務を担うための法人の維持運営費用を捻出するには、「信託報酬」を設定することも多いですし、所得の分散を企図し理事報酬を設定するかどうか決めておく必要があります。

※一般社団法人家族信託普及協会では、家族信託の組成に携わる専門家の方々のサポートを行っております。協会へのお問合せやご質問は、

- 協会正会員の方  
⇒会員ページ内の「問合せ相談」フォームよりお問い合わせください。
- 協会会員でない方  
⇒協会ホームページの「お問合せ」よりお問い合わせください。

※ご質問いただいてから回答までは1週間程度のお時間をいただきます。

※協会にお問合せをいただきましても、個別具体的なお相談に関して回答はできません。よってこの場合は一般論の範囲での回答とさせていただきます。（コーディネーター、専門士サポートサービスは除く）